平成17年1月12日

県営建設工事に係る電子入札実施要領

総務第838号

〔沿革〕　平成18年３月24日付け総務第1125号一部改正、平成18年６月21日付け総務第277号一部改正、平成19年６月26日付け総務第348号一部改正、平成21年１月19日付け総務第933号一部改正、平成21年３月30日付け総務第1252号一部改正、平成22年２月５日付け総務第1017号一部改正、平成22年３月18日付け総務第1205号一部改正、平成23年３月25日付け総務第428号一部改正、平成24年11月21日付け総務第209号一部改正、平成25年３月26日付け総務第343号一部改正、平成31年３月28日付け総務第236号一部改正、令和３年３月31日付け出総第383号一部改正

（趣旨）

第１条　この要領は、県営建設工事に係る入札手続きを岩手県電子調達基盤システムにより行う場合において、必要な事項を定める。

　（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　岩手県電子調達基盤システム　会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第102条第２項の規定に基づき、県営建設工事の入札手続きのうち入札案件の登録から参加申請、入札、落札者の決定までの事務について、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うシステム（岩手県電子入札システム及び入札情報公開サービス）をいう。

(2)　電子入札　本要領に基づき、岩手県電子調達基盤システムで執行する入札をいう。

(3)　紙入札　紙媒体により執行する入札をいう。

(4)　ＩＣカード　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいい、受注者と発注機関の双方でＩＣカードを使用した情報のやりとりを行うもの。

(5)　入札担当課等の長　県営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱（平成19年６月６日付け総務第232号）第２第７号に規定する入札担当課等の長をいう。

(6)　工事費内訳書　入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにしたものをいう。

(7)　工事費内訳書（総括）　条件付一般競争入札又は指名競争入札に当たり、入札金額の積算内訳（数量、単価及び金額）を明らかにした積算資料から、主要項目を抜粋したものをいう。

　(8)　電子くじ　入札参加者が入力した任意の数値（くじ番号）を用いた演算式により、コンピュータで落札者等を決定するシステムをいう。

　（対象）

第３条　電子入札の対象入札方式は、次のとおりとする。

(1)　特定調達契約に係る一般競争入札

(2)　条件付一般競争入札

(3)　指名競争入札

　（利用者登録）

第４条　電子入札により入札を行おうとする者は、あらかじめ岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行わなければならない。

　（案件登録）

第５条　入札担当課等の長は、電子入札を行う案件について、電子入札システム及び入札情報公開サービスにより案件登録を行うものとする。

２　入札担当課等の長は、電子入札の対象工事とした場合には、入札公告等においてその旨明記するものとする。

　（入札参加の申込み）

第６条　第３条第１号及び第２号の入札方式に係る入札参加申請は、原則として電子入札システムにより受け付けるものとする。ただし、提出する添付資料の容量が圧縮後において３ＭＢを超える場合には、添付資料を持参により提出することができるものとする。

　（入札書）

第７条　入札担当課等の長は、電子入札による場合には、入札参加者に入札書を電子入札システムにより提出させるものとする。

２　入札の期間は、原則１日間とし、開札日の前日とする。

３　入札書は、入札金額その他所定の情報が入札担当課等の長の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録がなされたときに到達したものとみなす。

４　前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出その他が提出された時点について準用する。

　（提出書類）

第８条　入札担当課等の長は、入札参加者に対し、入札書とともに特定調達契約に係る一般競争入札にあっては工事費内訳書を、条件付一般競争入札にあっては工事費内訳書（総括）を電子入札システムにより提出させるものとする。

　（紙入札）

第９条　電子入札システムによる入札において、原則として紙入札は認めないものとする。ただし、入札参加者から紙入札参加承諾願が提出され、入札担当課等の長があらかじめ承諾した場合にはこの限りでない。

２　紙入札での参加を認める基準その他詳細の手続は、別途定める。

　（開札）

第10条　入札担当課等の長は、当該入札において、紙入札を承諾した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子入札システムに登録し、開札手続を行うものとする。

２　入札担当課等の長は、工事費内訳書又は工事費内訳書（総括）の提出を求めた場合には、開札に先立ち工事費内訳書又は工事費内訳書（総括）の確認を行うものとする。

３　入札担当課等の長は、止むを得ない事情があり電子入札による入札手続の続行が困難と認められる場合には開札を延期又は中止することができる。

　（入札執行回数）

第11条　入札執行回数は１回とし、再度入札は行わないものとする。

　（落札決定の保留等）

第12条　入札担当課等の長は、開札後、落札決定を保留する旨を電子入札システム（紙入札者に対してはＦＡＸ）により通知するものとする。

２　入札担当課等の長は、低入札価格調査制度に関する事務処理要領（平成15年１月28日付け総務第1100号）に定める調査基準価格を下回って入札した者（失格基準価格を下回る者を除く。）がいる場合は、前項の通知に併せて、低入札価格調査を行う旨通知するものとする。

　（落札決定）

第13条　入札担当課等の長は、落札者を決定することができる場合には、落札を確認したうえで、執行担当署名を付加し落札決定の処理を行うものとする。

　（くじ）

第14条　入札担当課等の長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（総合評価落札方式条件付一般競争入札による場合は、落札となるべき者の総合評価点が同点）をもって入札した者（第12条第２項の低入札価格調査による失格基準価格を下回る者を除く。）が２人以上ある場合は、電子くじにより落札者又は入札参加資格の確認の順位を決定するものとする。

２　前項に基づく電子くじの手続が困難な場合には、別途入札担当課等の長が指定する場所及び日時においてくじ引きにより落札者を決定する。

　（入札の無効）

第15条　電子入札による場合には、現行の入札心得等の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　開札日まで有効なＩＣカードを有しない者のした入札

(2)　特定調達契約に係る一般競争入札にあっては、入札書に工事費内訳書の添付がない場合、条件付一般競争入札又は指名競争入札にあっては、入札書に工事費内訳書（総括）の添付がない場合

(3)　入札担当課等の長の承諾を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合

(4)　同一案件において電子入札システムによる入札と紙入札とを二重にした場合

(5)　入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

(6)　その他電子入札に関する条件に違反して入札した場合

　（障害時の対応）

第16条　入札担当課等の長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判明した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査のうえ、受付締切時間及び開札予定時間を変更又は延長若しくは紙入札へ変更するなど必要な処置を講じるものとする。

　（入札参加者のＩＣカードの取扱い）

第17条　電子入札システムを利用することができるＩＣカードは、特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成８年岩手県告示第427号）又は県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号。以下「資格等規程」という。）による入札参加資格者(以下「資格者」という。)又は資格者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限るものとする。ただし、資格者又は受任者のＩＣカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実な場合には、個別案件における委任を認めることができるものとする。

２　電子入札においては、復代理人による入札は認めないものとする。

３　第１項の委任期間は、資格等規程第８条に基づく名簿の有効期間を限度とする。ただし、委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合は、書面による変更の届出を行わなければならない。

４　経常共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）における入札可能なＩＣカードは、経常ＪＶの代表会社の代表者が経常ＪＶ専用のＩＣカードを取得し、あらかじめ経常ＪＶとして第４条の利用者登録を行わなければならない（単体としてのＩＣカードと経常ＪＶ専用のＩＣカードとを兼用することは認めない。）。

５　特定県営建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）における入札可能なＩＣカードは、特定ＪＶの代表会社の代表者又は当該代表者から第１項の規定に基づき委任された者のＩＣカードとし、次のとおり委任と受任の関係を明らかにしなければならない。

(1)　特定ＪＶの代表会社以外の構成会社を代表する者（以下「ＪＶ非代表者の代表者」という。）又はＪＶ非代表者の代表者の受任者が特定ＪＶを結成しているときは当該受任者から当該特定ＪＶの代表会社を代表する者（以下「ＪＶ代表者の代表者」という。）又はＪＶ代表者の代表者の受任者が特定ＪＶを結成しているときは当該受任者に対し、入札・見積に関する権限が委任されていること。

(2)　入札に関する権限の委任は、特定ＪＶの協定書にその定めを置くこと。ただし、委任状によりその権限の委任と受任の関係を明らかにすることを妨げるものではないこと。

(3)　前号の委任状は、入札参加する案件ごとに作成しなければならないこと。

６　入札参加者がＩＣカードを次の方法により不正に使用したことが判明した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。落札後に不正使用したことが判明した場合には、契約締結前にあっては契約を締結しないこととし、契約締結後にあっては契約を解除するとともに、指名停止等の措置を行うことがある。

(1)　他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合

(2)　代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合

(3)　同一案件に対して、複数のＩＣカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出した場合

(4)　経常ＪＶの場合であって、経常ＪＶ専用のＩＣカードを使用せず、経常ＪＶを構成する者が単体として使用するＩＣカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合

(5)　特定ＪＶの場合であって、前項の定めによらず、入札に関する権限を有しない者のＩＣカードを使用して入札書を提出した場合

　(6)　その他不正の目的をもってＩＣカードを使用した場合

　（その他）

第18条　その他この要領に定めのない事項については、出納局長が別に定めるところによる。

　　　附　則（平成17年１月12日付け総務第838号）

　この要領は、平成17年１月14日から適用する。

　　　附　則（平成18年３月24日付け総務第1125号）

　この要領は、平成18年４月１日から適用する。

　　　附　則（平成18年６月21日付け総務第277号）

　この要領は、平成18年７月３日から適用する。

　　　附　則（平成19年６月26日付け総務第348号）

　この要領は、平成19年７月１日から適用する。

　　附　則（平成21年１月19日付け総務第933号）

　この要領は、平成21年２月１日から適用する。

　　　附　則（平成21年３月30日付け総務第1252号）

　この要領は、平成21年４月1日から適用する。

　　　附　則（平成21年２月５日付け総務第1017号）

　この要領は、平成22年２月８日から適用する。

　　　附　則（平成22年３月18日付け総務第1205号）

　この要領は、平成22年４月１日から適用する。

　　　附　則（平成24年11月21日付け総務第209号）

　この要領は、平成24年11月21日から適用する。

　　　附　則（平成25年３月26日付け総務第343号）

　この要領は、平成25年３月26日から適用する。

附　則（平成31年３月28日付け総務第236号）

　この要領は、平成31年４月１日から適用する。

附　則（令和３年３月31日付け出総第383号）

　この要領は、令和３年４月１日から適用する。